

# 理学療法に関する介護報酬について(平成27年度)

介護報酬とは事業者が要介護又は要支援の認定を受けた利用者に介護サービスを提供した場合に支払われるものをいう。報酬はサービスごとに単位が定められている。1単位は10円だが、地域加算が設けられている。

## 1、在宅サービス

<b>訪問リハビリテーション費</b>	<b>302 単位/回</b>
(1回20分以上 週6回を限度 医学的な管理を行う医師の診察日から3ヵ月以内に行われた場合に算定)	
<b>理学療法士等による訪問看護費</b>	<b>302 単位/回</b>

加算名	条件	単位
短期集中リハビリテーション加算	退院(所)又は認定日から3月以内 1週に2回以上 20分以上/日	200 単位/日
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	訪問リハビリテーション計画を定期的に見直す等	60 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	リハビリテーション会議を行うこと等	150 単位
社会参加支援加算	利用者の社会参加等を支援した場合	17 単位/日
サービス提供体制加算	P T等のうち勤続年数3年以上の者が1名以上	6 単位/回

## 通所リハビリテーション費

通常規模(750人以内)

	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～6時間	6～8時間
要介護度1	329 単位	343 単位	444 単位	559 単位	726 単位
要介護度2	358 単位	398 単位	520 単位	666 単位	875 単位
要介護度3	388 単位	455 単位	596 単位	772 単位	1022 単位
要介護度4	417 単位	510 単位	673 単位	878 単位	1173 単位
要介護度5	448 単位	566 単位	749 単位	984 単位	1321 単位

加算名	条件	単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から3月以内 週2回 1日40分以上実施	110 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	退院(所)日又は認定日から3月以内 週2日限度 1日20分以上	240 単位/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	退院（所）又は認定日から3月以内 月に4回以上実施	1920 単位／月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容を充実させるために行うこと等 リハマネ加算（Ⅱ）を算定していること	3月以内 2000 単位／月 3月を超え6月以内 1000 単位／月 算定後6月以内 100分の15減算
重度療養管理加算	要介護度 3, 4, 5 に限り、また厚生労働大臣の定める状態等	100 単位／日
社会参加支援加算	利用者の社会参加等を支援した場合	12 単位／日

## 通所介護費

### 通常規模

	3 時間～5 時間	5 時間～7 時間	7 時間～9 時間
要介護 1	380 単位	572 単位	656 単位
要介護 2	436 単位	676 単位	775 単位
要介護 3	493 単位	780 単位	898 単位
要介護 4	548 単位	884 単位	1021 単位
要介護 5	605 単位	988 単位	1144 単位

加算名	条件	単位
個別機能訓練加算（Ⅰ）	居宅を訪問したうえで、個別機能訓練計画書を作成し訓練を提供する等	46 単位／日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	上記に加え、生活機能向上に資するように個別機能訓練計画を作成し、訓練を提供する等	56 単位／日

## 介護予防通所リハビリ費

要支援 1	1812 単位／月
要支援 2	3715 単位／月

## 介護予防通所介護費

要支援 1	1647 単位
要支援 2	3377 単位

加算名	単位
運動機能向上加算	225 単位／月
栄養改善加算	150 単位／月
口腔機能向上加算	150 単位／月
選択的サービス実施加算（Ⅰ）上記 2 種類	480 単位／月
選択的サービス実施加算（Ⅱ）上記 3 種類	700 単位／月
生活機能向上グループ活動加算（介護予防通所介護のみ）	100 単位／月

## 短期入所療養介護

加算名	条件	単位
個別リハビリテーション実施加算	多職種により共同でリハビリテーション計画を作成し、実施する	240 単位/日

## 短期入所生活介護

加算名	条件	単位
個別機能訓練加算	居宅を訪問し、個別機能訓練計画を作成、実施すること等	56 単位/日

## 2、施設サービス

### 介護福祉施設

加算名	条件	単位
個別機能訓練加算	入所者ごとに個別訓練計画を作成し、実施している等	12 単位/日

### 介護保険施設

#### 介護保険施設サービス費（I）

介護保険施設サービス費（i） ＜従来個室型＞ 【従来型】	
要介護1	695 単位
要介護2	740 単位
要介護3	801 単位
要介護4	853 単位
要介護5	904 単位

介護保険施設サービス費（ii） ＜従来個室型＞ 【在宅強化型】	
要介護1	733 単位
要介護2	804 単位
要介護3	866 単位
要介護4	922 単位
要介護5	977 単位

介護保険施設サービス費（iii） ＜多床室＞ 【従来型】	
要介護1	768 単位
要介護2	816 単位
要介護3	877 単位
要介護4	928 単位
要介護5	981 単位

介護保険施設サービス費（iv） ＜従来個室型＞ 【在宅強化型】	
要介護1	812 単位
要介護2	886 単位
要介護3	948 単位
要介護4	1004 単位
要介護5	1059 単位

加算名	条件	単位
短期集中リハビリテーション 実施加算	入所日から 3 月以内に行った場合 週 3 日以上実施 20 分以上/回	240 単位/日
認知症短期集中リハビリテー ション実地加算	入所日から 3 月以内、1 週に 3 回を限度	240 単位/日
入所前後訪問指導加算 (I)	退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の算定 等を行った場合等	450 単位 1 回
入所前後訪問指導加算 (II)	上記に加え、多職種で会議を行い、生活機能の具体的な 改善目標、退所後の生活に係わる支援計画を共同で定め た場合等	480 単位 1 回
退所前訪問指導加算	退所後生活する居宅を訪問し、療養上の指導を行った場 合	460 単位 1 回
退所後訪問指導加算	退所後 30 日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行なっ た場合	460 単位 1 回
退所時指導加算	退所時に、退所後の療養上の指導を行なった場合	400 単位 1 回

## 介護療養施設

加算等	条件	単位
特定診療費 理学療法 (I) (II)	1 日 3 回に限り算定可 4 月後 1 1 回目以降は 100 分の 70 を算定	123 単位/回 73 単位/回
退院前訪問指導加算	退院後生活する居宅を訪問し、療養上の指導を行った場 合	460 単位 1 回
退院後訪問指導加算	退院後 30 日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行なっ た場合	460 単位 1 回
退院時指導加算	退院時に、退院後の療養上の指導を行なった場合	400 単位 1 回

## 福祉用具貸与

車いす	車いす付属品	特殊寝台	特殊寝台付属品	床ずれ防止用具
体位変換器	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
認知症老人徘徊感知機器		移動用リフト	自動排泄処理装置	

## 福祉用具購入支給限度基準額 (10 万円)

腰掛便座	自動排泄処理装置の交換可能部品		
入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフトのつり具	

## 住宅改修支給限度基準額 (20 万円)

手すりの取り付け	段差の解消	床又は通路面の材料の変更
引き戸等への扉の取替え	洋式便器等への便器の取替え	
上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (手すり取り付けのための壁の下地補強等)		

人員基準	通所介護	機能訓練指導員	1名（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師等の有資格者）
	通所リハビリテーション	理学・作業療法士 言語聴覚士	リハビリテーションの実施時間において利用者 100 人又はその端数を増すごとに 1 以上
	介護福祉施設	機能訓練指導員	1 名以上（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師等の有資格者）
	介護保険施設	理学・作業療法士、 言語聴覚士	常勤換算で 100 対 1 以上
	介護療養施設	理学・作業療法士	実情に応じた適当な数

